

## 岩内町史編さん業務委託公募型プロポーザル実施要領

### 1 目的

自治体史は、記述年や構成、保有資料によって体裁、内容が異なるため、それぞれ固有のものといえる。

町史の編さんにあたっては、執筆者の選定はもとより、執筆、校正、製本、納品に至るまで長期にわたり、こうした一連の作業に関する進行管理が非常に重要となる。

また、並行して、刊行直近まで資料の確認調査や分析整理なども必要となる。

この要領は、このような特殊性を踏まえる中で、公募型プロポーザル方式を実施することにより、本町にとって最良の提案者を選定することを目的とする。

### 2 業務の概要

#### (1)業務名

岩内町史編さん業務

#### (2)業務内容

別紙、仕様書のとおり。

※但し、内容については受託者との協議により変更することがある。

#### (3)事業者選定方法

公募型プロポーザル方式

#### (4)委託契約期間

契約締結日から令和11年3月31日まで

#### (5)委託料上限額

30,000,000円（消費税及び地方消費税含む）

※但し、この金額は令和5年度から令和10年度までの事業計画に基づく進捗に応じて契約額を上限として支払う。

### 3 全体スケジュール

(1)実施要領配布：6月9日（金）

(2)質問書受付：6月14日（水）まで

(3)参加表明書提出：6月20日（火）まで

(4)企画提案書提出：6月28日（水）まで

(5)選考結果公表：7月7日（金）

※受付時間は、開庁日の 17 時まで。

#### 4 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、単独企業とし、次の各号に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1)地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する者でないこと。
- (2)地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定により、一般競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3)北海道内に本店又は支店、営業所を有していること。
- (4)契約締結までの間に、国、北海道及び本町から競争入札参加資格者について指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (5)次に掲げる税を滞納している者でないこと。
  - ①本店及び事業所が所在する都道府県の税
  - ②消費税及び地方消費税
- (6)次の届出の義務を履行していない者でないこと。
  - ①健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出
  - ②厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出
  - ③雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出
- (7)次の申し立てがなされていない者であること。
  - ①民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく再生手続開始
  - ②会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく更正手続開始
  - ③破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定に基づく破産手続開始
- (8)暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に規定する暴力団及びその構成員でない者であること。

#### 5 質問及び回答

本プロポーザルに関する質問票の提出及び回答は次のとおりとし、提出に際しては質問票（様式第 1 号）に記載の上、電子メールにて提

出すること。その際、件名を「岩内町史編さん業務に関する質問（貴社名）」とすること。

(1)提出期限 令和5年6月14日（水）

(2)回答方法 令和5年6月16日（金）までに、岩内町公式ホームページにて公開する。

※但し、本要領に関する内容以外の質問は受け付けないものとする。また、提出期限を過ぎたものは受け付けないものとする。

## 6 参加表明手続

参加希望者は、期限までに次の各号に掲げる書類を提出すること。

なお、期限までに提出しない者又は参加資格要件に該当しないと判断された場合は、本プロポーザルに参加することはできない。

(1)提出期限 令和5年6月20日（火）

(2)提出書類

①参加表明書（様式第1号）

②申出書及び誓約書（様式第5号）

③登記事項証明書・写しなど、道内に営業拠点を有していることがわかる資料

④税を滞納している者でないことがわかる証明書

ア 道税の納税証明書・写しなど

イ 消費税及び地方消費税の納税証明書・写しなど

⑤社会保険等の届出義務を履行している事実を証する書類

ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

(3)提出部数

1部

(4)提出方法

持参又は郵送

## 7 企画提案書の提出

(1)提出期限 令和5年6月28日（水）

## (2)提出書類

①企画提案書表紙（様式第5号）

②内容（様式は任意）

ア 年度毎の作業工程

イ 実施体制

ウ 業務経歴

エ 見積書

※見積書は、工程に基づく年度毎の業務に対する金額がわかるものとする。

## (3)提出部数

紙媒体で、正本1部、副本6部の計7部

## (4)提出方法

持参又は郵送

## 8 審査

企画提案は、次の事項について審査し、総合的に判断する。

### (1)業務遂行能力

本業務を円滑に実施できるよう十分な人員を確保し、総括責任者及び業務担当者においては必要な知見、専門知識、ノウハウを有し、委託期間内で実施可能なスケジュール計画となっていること。

### (2)業務実績

過去に同様の業務・事業に取り組んだ経験があり、十分な業務実績を有していること。

## 9 その他

(1)参加表明書及び企画提案書の作成及び提出に要する経費は、参加事業者の負担とする。

(2)提出後の企画提案書等の再提出、修正等は原則認めないものとする。但し、仕様書の変更にともなう事項については協議のうえ決定する。

(3)提案内容は、全て実現可能なものとし、根拠も含めできる限り具体的であること。

なお、業務委託契約締結後に提案内容が実現できなくなった場合は、提案内容以外の方法で実現することとし、その費用は提案者が負担すること。

- (4)企画提案の採否については、文書で通知する。
- (5)参加表明書の提出があっても、企画提案書を期日までに提出しない場合は、企画提案の意思がないものとみなす。なお、参加表明書の提出後に不参加を決定した場合は、企画提案書の提出期日までに担当者へ連絡のうえ、辞退届（様式第4号）を郵送により提出すること。
- (6)提出された企画提案書等は、一切返却しないものとする。
- (7)企画提案書等のため作成した資料は、本町の許可なく公表または使用することはできないこと。
- (8)本業務の成果品に係る著作権は本町に帰属するものとする。
- (9)参加者が1者のみであっても、参加資格を有する業者であれば本プロポーザルを実施するものとする。
- (10)審査結果及び選定者名は公表する。

10 担当／書類等提出先

〒045-8555 北海道岩内郡岩内町字高台 134 番地 1

岩内町役場経営企画部総務課総務係

Tel:0135-62-1011

E-mail : soumu@town.iwanai.lg.jp